

別表第三

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準		
一 駆動装置 (油圧式以外)	(一)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。		
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。		
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。		
		(二)	減速機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
				振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。	
				潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視により確認する。	油量が適量でないこと。	
	潤滑油の劣化の状況			色及び不純物を目視により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。		
	油漏れの状況			目視により確認する。	オイルシールから著しい油漏れがあること。		
	発熱の状況			触診により確認する。	異常な発熱があること。		
	(三)	ブレーキ	非常止め装置のキャッチの作動の状況(間接駆動があるものに限る。)	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと。		
			油の付着の状況	目視により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。		
			パッドとドラム及びディスクとの接触の状況(同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)	目視及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。		
			ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。		
			制動力の状況	次に掲げる方法のいずれかにより確認する。 イ かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。 ロ かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。	この式において、L、G及びPは、それぞれ次の数値を表すものとする。 L 制動距離の基準値(単位 mm) G かご等の昇降する部分の固定荷重(単位 kg) P 定格積載量(単位 kg)		
(四)			駆動方式(該当するものを選択する。)	ロープ式・巻胴式	主索の径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
					主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩耗の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
					主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
					主索の損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
					主索の張りの状況	触診により主索の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
	主索と昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。			ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。		
ラクビニオン式	ロープ式	主索の端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。			
		止め金具及びその取付け部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付け部に損傷があること。			
		ロープ式におけるスプロケット型綱車の歯の欠損及びびき裂の状況	目視により確認する。	欠損又はびき裂があること。			
		巻胴式における主索の緩み検出装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。			
		綱車又は巻胴の欠損及びびき裂の状況	目視により確認する。	欠損又はびき裂があること。			
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。			
		振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。			
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。			

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
		チェーンスプロケット式	歯の欠損及びき裂の状況	目視により確認する。	歯に欠損又はき裂があること。
			滑車の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。
		チェーンラックピニオン式	鎖の張りの状況	触診により鎖の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
			鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。
			滑節構造部材の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。
			鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。
二 駆動装置 (油圧式)	(一)	空転防止装置	設置及び作動の状況	ストップバルブが設置されているものにあつてはストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、作動の状況を確認し、ストップバルブが設置されていないものにあつては機械的にロックする位置において作動の状況を確認する。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと。
	(二)	油圧パワーユニット	パワーユニットの状況	目視により確認する。	転倒防止又は移動防止ストッパーの取付けが確実でないこと。
			油圧配管の状況	目視により確認する。	圧力配管の固定、振動又は衝撃緩和措置が確実でないこと。
			油圧配管貫通部の状況	目視により確認する。	圧力配管の壁、床等の貫通部への措置が適切に行われていないこと。
	(三)	電動機及びポンプ	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			発熱の状況(油浸式のものを除く。)	触診により確認する。	異常な発熱があること。
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
			電動機とポンプの連結部の状況(油浸式のものを除く。)	目視、聴診又は触診により確認する。	欠損、き裂又は滑りの異常があること。
	(四)	圧力計	設置の状況	目視により確認する。	制御器告示第二第二号の規定に適合しないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
	(五)	安全弁	損傷の状況	目視により確認する。	圧力表示に影響があるような損傷があること。
			設置及び作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させること又はプランジャーストッパーの作動の位置でかごを上昇させることにより安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと又は安全弁作動圧力の銘板値があるときはその値を超えていること。
(六)	逆止弁	設置及び作動の状況	かごが下降中に動力用電源を遮断して作動の状況を確認する。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと、かごが停止しないこと又は作動が緩慢であること。	
(七)	流量制御弁	作動の状況	加速時、減速時及び走行時のかごの振動を確認する。	かごの加速時若しくは減速時に異常な衝撃があること、加速若しくは減速が緩慢であること又は走行中に異常な振動があること。	
(八)	油タンク及び圧力配管	油漏れの状況	目視により確認する。	油タンク、圧力配管、圧力計、ふた、エアブリーザー、油面計等に著しい油漏れがあること。	
		作動油の状況	目視又は触診により確認する。	運行に支障が生ずるおそれがある異物の混入があること。	
(九)	作動油温度抑制装置	作動油の油量の状況	かごを最上階若しくは最下階に停止させ、油面計を確認し又はかごを最上階に停止させ、作動油の油面の高さを目視により確認する。	油面計の下限值未満であること又は作動油の油面の高さが吸込口より低いこと。	
		設置及び作動の状況	起動設定温度の操作又は起動信号の入力を行い確認する。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。	
(十)	ストップバルブ	起動設定温度の状況	目視により確認する。	設定値が低温にあつては摂氏5度未満、高温にあつては摂氏60度を超えないよう設定されていないこと。	
		作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、かごの位置又は作動油量を目視により確認する。	かごが動くこと又は作動油量が変動すること。	
(十一)	高圧ゴムホース	油漏れの状況	目視により確認する。	油漏れがあること。	
		変形の状況	ストップバルブが閉じている状態又はプランジャーストッパーが作動した状態においてかごを上昇させ、目視により確認する。	異常な変形があること。	
		油漏れ及び損傷の状況	目視により確認する。	イ 油漏れ、き裂等の損傷があること。 ロ 油のにじみがあること。	
		曲げの状況	目視により確認し又は測定する。	ゴムホースの曲げが液圧用鋼線補強ゴムホースアセンブリの規格(JIS B8360)の最小曲げ半径又は液圧用繊維補強ゴムホースアセンブリの規格(JIS B8364)の最小曲げ半径未満であること。	
(十二)	圧力配管	可動部との接触の状況	目視により確認する。	可動部と接触していること。	
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は可動部と接触していること。	
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。	
		油漏れの状況	目視により確認する。	油漏れがあること。	
			浸水の状況	目視により確認する。	圧力配管又はブラケットが水に浸かること。

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
	(十三)	パンタグラフ式(下枠及びアーム)	かごの保持の状況	上部乗り場において、かごの前後又は左右に概ね65kgの偏荷重をかけ、かごの床の傾きを目視により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	かごの床の水平度が1/30を超えていること。
		下枠及びアーム部の状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
	(十四)	ブランジャー	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	構成部材の取付けが堅固でないこと。
			劣化の状況	かご上又はピットにおいて目視又は触診により確認し、シリンダーパッキンからの著しい油漏れがある場合においては、全長を詳細に確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(十五)	ブランジャーストップパー	設置及び作動の状況	リミットスイッチを無効とした上でかごを上昇させ、作動の状況を確認する。	制動装置告示第六第三号の規定に適合しないこと又はかごが停止しないこと。
	(十六)	シリンダー	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			パッキン及びエア抜き部からの油漏れの状況	目視により確認する。	著しい油漏れがあること。
	(十七)	主索又は鎖(間接式のエレベーターに限る。)	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			主索の径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
			主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
			主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の着着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合においては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
			主索の損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
			鎖の給油及び外観の状況	全長を目視により確認する。	イ 著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。 ロ 給油が不十分であること。
			鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の直径が鎖車にかからない部分の直径と比較してその伸びが1.5%以上であること。
	(十八)	主索又は鎖の伸び	主索又は鎖の伸びの状況	かごを最上階の着床位置に移動させてブランジャーリミットスイッチの作動の状況を確認する。	かごが最上階の着床位置より低い状態でブランジャーリミットスイッチが作動すること。
	(十九)	主索又は鎖の張り(間接式のエレベーターに限る。)	張りの状況	触診により主索の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
	(二十)	主索又は鎖の取付部(間接式のエレベーターに限る。)	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
			主索又は鎖の端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
			止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付部に損傷があること。
	(二十一)	主索又は鎖の緩み検出装置(間接式のエレベーターに限る。)	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
作動の状況			作動の状況を確認する。	作動しないこと。	
三 共通	(一)	救出装置	手巻きハンドル等又は充電電池回路等の設置の状況	目視により確認する。	手巻きハンドル等又は充電電池回路等が設置されていないこと。
			制動装置等の開放の状況(油圧式のエレベーター以外のものに限る。)	制動装置等の作動の状況を確認する。	制動装置等を操作できず、かごが移動しないこと。
			下降弁等の開放の状況(油圧式のエレベーターに限る。)	下降弁等の作動の状況を確認する。	下降弁等を操作できず、かごが移動しないこと。
	(二)	制御器	専用救出用具の設置の状況	目視により確認する。	渡し板等の専用救出用具が装備されていないこと。
			開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。
(三)		接触器、継電器及び運転制御	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
			電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認する。	イ 著しい摩耗があること。

	(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準		
		御用基板	況	ロ 変形があること。		
		(四)	ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。
		(五)	絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況(一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60V又は交流25Vボルト以下である回路を除く。)	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300Vを超えるものにあつては0.4MΩ、150Vを超え300V以下のものにあつては0.2MΩ、150V以下のものにあつては0.1MΩ以上の絶縁抵抗がないこと。
		(六)	接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
		(七)	耐震対策	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。
		ガイドレールとのかかりの状況		目視により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。	
		突出物の状況		目視により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。	
		(八)	速度	転倒及び移動を防止するための措置の状況 かごの上昇時及び下降時の速度の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。 無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。	令第129条の8第1項の規定に適合しないこと。 定格速度の125%を超えていること。
四 かご室	(一)	かごの壁又は囲い、天井及び	かごの構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。	
	(二)	かごの戸又は可動式の手すり	戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況 戸又は可動式の手すりの開閉の状況	目視により確認する。 目視及び触診により確認する。	特殊告示第一第九号の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。 戸又は可動式の手すりの開閉が円滑でないこと。	
	(三)	かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ(かごの戸又は可動式の手すりのスイッチが必要なものに限る。)	スイッチの設置及び作動の状況 取付けの状況	乗降位置において戸又は可動式の手すりを徐々に閉じ、作動の状況を確認する。 目視及び触診により確認する。	特殊告示第一第九号ハの規定に適合しないこと又は戸若しくは可動式の手すりが閉じていない状態においてかごが昇降すること。 取付けが堅固でないこと。	
	(四)	かご操作盤及び表示器	かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況 押しボタン等の作動の状況 表示器の状況 破損の状況	目視及び触診により確認する。 作動の状況を確認する。 目視により確認する。 目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。 押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。 表示しないこと又は表示が不鮮明であること。 表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。	
	(五)	リモートコントロールスイッチ	押しボタン等の取付けの状況 押しボタン等の作動の状況	目視及び触診により確認する。 作動の状況を確認する。	取付けが堅固でないこと。 押しボタン等が機能しないこと又はかご操作ボタン等の停止機能が優先されないこと。	
	(六)	外部への連絡装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	イ 通話装置、警報ベル等の連絡装置が作動しないこと又は容易に操作できないこと。 ロ 通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。	
	(七)	非常停止スイッチ	作動の状況 取付けの状況	作動の状況を確認する。 目視及び触診により確認する。	制動装置告示第六第七号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。 取付けが堅固でないこと。	
	(八)	用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	特殊告示第一第九号イの規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。	
	(九)	車止め	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	車止めの機能が適切でないこと。	
	(十)	かごの床先と出入口の床先との水平距離	かごの床先と出入口の床先とのすき間の状況 渡し板の劣化の状況及び作動の状況	目視により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。 目視により確認し及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第九号ロの規定に適合しないこと。 著しい損傷若しくは腐食があること又は渡し板若しくはその跳ね上げ機構が作動しないこと。	
	(十一)	かご非常止め装置(かご非常止め装置が必要なものに限る。)	作動の状況 劣化の状況 取付けの状況	非常止め装置を作動させ、ブレーキを開放し、かごが動かないことを確認する。 目視により確認する。 目視及び触診により確認する。	かごが動くこと。 著しい損傷又は腐食があること。 取付けが堅固でないこと。	
	(十二)	かごのガイドシュー等	非常止め作動時のかごの水平度 取付けの状況 摩耗の状況	かごの床の傾きを精密水準器により測定する。 テストハンマーによる打検等により確認する。 目視、聴診及び触診により確認する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が1/30を超えていること。 ナットに緩みがあること。 しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。	
	(十三)	かごの折りたたみ機構	作動の状況(手動でかごを開閉するものに限る。) 作動の状況(動力を使用してかごを開閉するものに限る。)	作動の状況を確認する。 作動の状況を確認する。	かごが昇降中に、かごの折りたたみ機構が開いてもかごが停止しないこと又はかごの折りたたみ機構を折りたたんでもかごが停止しないこと。 特殊告示第一第九号ニの規定に適合しないこと。	
	(十四)	かごの着脱機構(かごが着脱するものに限る。)	ロックの状況 インターロックの状況 機構部の状況	作動の状況を確認する。 作動の状況を確認する。 目視により確認する。	作動しないこと。 機械的ロックがかかる前に、電気スイッチが入ること。 著しい損傷又は腐食があること。	
	(十五)	運転キー(運転キーが必要なものに限る。)	作動の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第九号ニの規定に適合しないこと又は作動しないこと。	
五 乗	(一)	乗り場の操作盤	押しボタン等の取付けの状況 押しボタン等の作動の状況 表示器の状況	目視及び触診により確認する。 作動の状況を確認する。 目視により確認する。	取付けが堅固でないこと。 押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。 表示しないこと又は表示が不鮮明であること。	

	(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	
り 場	(二)	破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。	
		乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ(乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチが必要なものに限る。)	乗降位置において、徐々に戸又は可動式の手すりを閉じ、作動の状況を確認する。	特殊告示第一第九号ハの規定に適合しないこと又は戸若しくは可動式の手すりが閉じていない状態においてかごが昇降すること。	
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
	(三)	ドアロック	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			インターロックの状況	作動の状況を確認する。	機械的ロックがかかる前に、電気スイッチが入ること。
			ドアロックの解錠の状況(電気式解錠タイプのものに限る。)	かごを乗り場停止位置以外で停止させ、解錠の状況を確認する。	解錠すること。
			ドアロックの解錠の状況(機械式解錠タイプのものに限る。)	かごを乗り場停止位置から50mmから100mmまでの位置に停止させ、解錠の状況を確認する。	解錠すること。
	(四)	非常停止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	制動装置告示第六第七号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(五)	乗り場の戸又は可動式の手すり	戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。
			戸又は可動式の手すりの開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸又は可動式の手すりの開閉が円滑でないこと。
	(六)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ	設置の状況	設置の状況を確認する。	制動装置告示第六第五号の規定に適合しないこと。
作動の状況			作動の状況を確認する。	ファイナルリミットスイッチにあっては緩衝器若しくは緩衝材に当たる前に作動しないこと又はファイナルリミットスイッチの代替スイッチ(障害物検出装置等を含む。)が床面等に当たっても作動しないこと、リミットスイッチにあっては着床位置の75mm以内において作動しないこと又はリミットスイッチが作動している状態において昇降機が運転できること(上部リミットスイッチ作動時における昇降機の上昇運転の場合又は下部リミットスイッチ作動時における昇降機の上昇運転の場合を除く。)	
(七)	移動ケーブル及びトロリー	移動ケーブルの軌跡の状況	目視により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。	
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブル及びトロリーの端部及び引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること	
(八)	昇降路側壁等の囲い	囲いの構造及び設置の状況	目視により確認する。	き裂又は漏水により運行に支障が生じていること。	
(九)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。	
(十)	ガイドレール、駆動装置等の力	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
(十一)	障害物検出装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	接触式にあっては障害物に接触しても作動しないこと、非接触式にあっては障害物を感じても作動しないこと	
		障害物除去後の作動の状況	作動の状況を確認する。	操作ボタンを押し直さなくとも作動すること。	
(十二)	折りたたみレール	ジョイント部の状況	かごを昇降して確認する。	ジョイント部のすき間、段差又は芯ずれにより、走行中に著しいかごの振動があること。	
		進入防止用安全スイッチの作動の状況	レールを折りたたんだ状態でかごを昇降し、進入防止用安全スイッチの作動の状況を確認する。	進入防止用安全スイッチが作動しないこと。	
		進入防止用ストッパーの状況(機械式ののものに限る。)	目視及び触診により確認する。	進入防止用ストッパーの取付けが堅固でないこと。	